

摂津市議会

総務常任委員会記録

平成25年12月6日

摂津市議会

目 次

総務常任委員会

12月6日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局 職員、審査案件	1
開会の宣告	2
市長挨拶	
委員会記録署名委員の指名	2
議案第60号所管分の審査	2
質疑（水谷毅委員、中川嘉彦委員）	
議案第73号の審査	4
補足説明（市長公室長）	
質疑（水谷毅委員、中川嘉彦委員、渡辺慎吾委員）	
議案第86号の審査	12
議案第85号の審査	12
補足説明（消防長）	
質疑（中川嘉彦委員、渡辺慎吾委員）	
議案第92号の審査	17
補足説明（消防長）	
質疑（水谷毅委員）	
採決	18
閉会の宣告	18

総務常任委員会記録

1. 会議日時

平成25年12月6日(金) 午前10時 開会
午前11時20分 閉会

1. 場所

第一委員会室

1. 出席委員

委員長 野口 博 副委員長 渡辺 慎吾 委員 三好義治
委員 中川嘉彦 委員 水谷 毅

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

市長 森山一正 副市長 小野吉孝
市長公室長 乾 富治 同室次長 山口 猛
秘書課長 池上 彰 政策推進課長 谷内田 修 人事課長 大橋徹之
総務部長 有山 泉 同部次長兼財政課長 北野人士
同部参事兼納税課長 東角泰典 防災管財課長 西川 聡
情報政策課長 榎納 縁 市民税課長 和田元伸
監査委員・公平・固定資産評価審査委員会事務局長 山田雅也
消防長 熊野 誠 消防本部次長兼消防署長 樋上繁昭
総務課長 明原 修 警備課長 橋本雅昭
警備課参事兼警防第1課参事 木下正雄 警備課参事兼警防第2課参事 幸田英基

1. 出席した議会事務局職員

事務局長 寺本敏彦 同局総括主査 湯原正治

1. 審査案件(審査順)

議案第60号 平成25年度摂津市一般会計補正予算(第5号)所管分
議案第73号 指定管理者指定の件(烏飼八町団地ほか3団地)
議案第86号 摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件
議案第85号 吹田市・摂津市消防通信指令事務協議会の設置に関する協議の件
議案第92号 摂津市消防賞じゅつ金支給条例の一部を改正する条例制定の件

(午前10時 開会)

○野口博委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから、総務常任委員会を開会させていただきます。

最初に、理事者から挨拶を受けます。

森山市長。

○森山市長 おはようございます。

本会議に引き続きましての本日は総務常任委員会、大変ご苦労さまでございます。

本日は、過日の本会議で当委員会に付託されました案件について、ご審査を賜りますけれども、どうぞ慎重審査の上、ご可決いただきますよう、よろしく願います。

一旦、退席させていただきます。

○野口博委員長 挨拶が終わりました。

本日の委員会記録署名委員は、水谷委員を指名します。

審査の順序につきまして、お手元に配付しています案のとおり行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○野口博委員長 異議なしと認め、そのように決定します。

暫時休憩します。

(午前10時1分 休憩)

(午前10時2分 再開)

○野口博委員長 再開します。

議案第60号所管分の審査を行います。

本件につきましては、補足説明を省略し、質疑に入ります。

水谷委員。

○水谷毅委員 皆さん、おはようございます。

議案第60号の一般会計補正予算書に関しまして、ご質問させていただきたいと思います。

補正予算書16ページ、市債の中で土

木債というのがございまして、JR千里丘駅エレベーター設置事業債というのが2,250万円で計上されております。これに関連しまして、予算書の6ページに繰越明許費ということで、都市計画費、同じくJR千里丘駅エレベーター設置事業ということで4,500万円が計上されております。

この際、この繰越明許費という言葉は余りふだん使われない言葉なんですけれども、これらの意味合いについて伺いしたいと思います。

あと2点、このJR千里丘駅エレベーター設置に関する総事業費、そして今回載っております土木債の2,250万円の内容、そしてこの繰越明許費に載っております事業の4,500万円、これらの内容についてお尋ねしたいと思います。

もう1点は、この事業に関しまして、摂津市とJR、そして国からの共同で費用の負担割合があると思うんですけども、この割合がどのような内容であったのか。そして、またその負担割合に対して適正な負担割合であったのか。この3点について伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○野口博委員長 所管外もあるので、適切なご答弁を求めておきます。

北野次長。

○北野総務部次長 それでは、水谷委員のご質問にお答えしたいと思います。

まず1点目の6ページの繰越明許費の考え方ということでございますが、予算というのは単年度主義が大原則でありまして、その例外の一つとして繰越明許費というものがございまして、これは平成25年度の予算を平成26年度に、議会の議決をもって送らせていただくということでございまして、今回、事業の内容に絡めて若干申し上げてお伝えします

と、そもそもこのJRの千里丘駅のエレベーター設置事業につきましては、今年度においてはおよそ設計調査等が主に当初予算に載っております。平成26年度の予定といたしまして、その工事費ですね、これを平成26年度当初予算に計上する予定でございました。しかし、国のほうの補正予算の関連で、前倒して国費を受けてくださいというようなお話がございまして、今回、摂津市のこの平成25年度予算に計上することで、結果として、当初考えていたエレベーターの竣工時期を数か月前倒しでできるということがございましたので、今回、補正に上げさせていただいておるというところでございまして、事業費の総額になるんですが、今回、補正後事業費総額としては6,000万円を予定いたしております、このうち起債対象事業費は4,000万円でございます。これに対して起債を充てていくということになっておまして、今回2,250万円の起債をさせていただくということになっております。

それと、事業費の負担割合の考え方なんですが、およそこの工事費全体としては1億8,000万円程度と聞いておまして、事業主体がJR西日本でございまして、JR西日本が6分の1でございまして、JR西日本のほうが6分の1でございまして、我が市の負担が3分の1でございまして、国費3分の1、市の負担3分の1、JR西日本が6分の1、機構が6分の1という負担割合になっております。

○野口博委員長 水谷委員。

○水谷毅委員 ありがとうございます。

繰越明許費の内容については、よく理解できました。ありがとうございます。

負担割合につきましては、摂津市が3分の1の負担ということで理解ができました。

○野口博委員長 暫時休憩します。

(午前10時8分 休憩)

(午前10時9分 再開)

○野口博委員長 再開します。

中川委員。

○中川嘉彦委員 議案第60号の18ページ、総務費の固定資産評価審査委員会の報酬13万1,000円について、ご説明いただければと思います。

この金額が何人分の報酬なのか、また、この固定資産評価審査委員会というのは年何回ぐらい開かれているものなのか、お教えいただければと思います。

あと、36ページの消防費、災害対策費の避難所看板製作委託料が83万円になっていますが、この時期、補正で上がってくる理由をお教え願えますか。

○野口博委員長 山田局長。

○山田監査委員・公平・固定資産評価審査委員会事務局長 固定資産評価審査委員会の報酬についてお答えいたします。

今回、補正をお願いしておりますのは、ことし4月に本委員会が決定いたしました審査決定について、本年10月にその取り消しを請求する訴訟が提起されたことから、審査委員会の開催回数が当初の見込みよりも多くなるということが予想されるために補正をお願いするものでございます。

この13万1,000円の内訳でございますが、想定しておりますのは、今後、年度末までに審査会を4回開催いたす予定です。それから、委員長、あるいは委員が裁判への出廷を求められたときに、3回程度ということで想定しまして増額をお願いしておるものでございます。

開催の回数なんですけれども、案件が出てくる、出てこないによって、必要に応じて随時開催しておるものでございます。

○野口博委員長 西川課長。

○西川防災管財課長 消防費、災害対策費の避難所看板製作委託料83万円についてお答えさせていただきます。

今回計上しております避難所看板製作委託は、避難所となる小・中学校の看板につきまして、市民の方から避難所の場所がわからないという意見がございましたので、実は平成24年度夏に第二中学校を試験的に3枚設置しまして、その後、第一、第三、第四、第五、全ての中学校に設置してきてございました。

今年度につきましては、台風18号による河川の増水がございまして、避難勧告の直前まで段階が進んだんですが、避難所を開設する準備をしたということから、避難所を認識していただくことが非常に重要だと考えておりまして、今回の補正の中で味生、それから鳥飼、鳥飼北小学校、鳥飼西、鳥飼東という、安威川以南の特に浸水被害が大きいと想定される区域の小学校に、新たに蓄光式の看板、これは以前から設置させてもらっているものなんですが、看板を設置しまして、市民の方々に夜間でもわかりやすい避難がしていただけるようなものということで今回設置させていただくというものでございます。

○野口博委員長 中川委員。

○中川嘉彦委員 今回の補正で、全ての小・中学校に避難場所の看板が設置されたという認識でよろしいんですか。これからはまだその避難場所の掲示する箇所が、まだ未整備の部分があるのか教えていただければと思います。

○野口博委員長 西川課長。

○西川防災管財課長 2回目のご質問にお答えさせていただきます。

今回の看板設置は、先ほど申しましたように5校の設置に関してでございます

て、まだ残り、まだない地区がございませぬ。まだ安威川以北も、小学校のほうにも設置されておられませんので、引き続き看板設置を進めてまいりたいと考えております。

○野口博委員長 ほかにございませぬか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野口博委員長 以上で、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時12分 休憩)

(午前10時14分 再開)

○野口博委員長 再開します。

議案第73号の審査を行います。

最初に補足説明を求めます。

乾市長公室長。

○乾市長公室長 12月4日の本会議におきまして、指定管理者の指定議案について、総務部長から総括的な手続等内容についてご説明申し上げたところでございますが、指定管理者選定委員会を所管しております市長公室といたしまして、選定経過等について補足説明を申し上げたいと思います。

指定管理者制度導入に関する指針、第2次改訂版に基づきまして、公募を行う施設については、手続の公平性・公正性を担保するため、外部有識者を加えた指定管理者選定委員会を設置し、候補者を選定してまいりました。

今回の公募対象である25施設については、類似施設等をグループ分けし、8つのグループで選定を行いました。

選定委員会の構成につきましては、外部の有識者2名、それから副市長、総務部長、市長公室長、施設所管部長の6名とし、委員会下部組織として各部ごとに検討幹事会を設置いたしました。

選定基準につきましては、施設ごとに指定管理者としての適性や管理運営体制、

利用者サービスなどの審査項目を設定し、それぞれに配点を行い、合計評価点の一番高い団体を候補者として選定しております。

選定方法でございますが、4団体以上の応募があった場合は、提出書類をもとに検討幹事会で一次審査項目の採点を行い、二次審査のプレゼンテーションでの評価点と合わせて、最終的に選定委員会で候補者となる団体を選定しております。なお、一次審査では、経営基盤の安定性に関する項目については外部有識者による自己資本比率や経営安全率などの指標に基づく意見を踏まえて採点を行っております。

総務常任委員会の所管となります市営住宅の選定について申し上げますと、総務部長は施設管理部長でもございますので、公務のため欠席いたしました副市長を除き委員4名で選定を行い、各委員の持ち点が150点でございますので、計600点満点中462点の評価点となりました日本住宅管理株式会社を候補者に選定しております。

最後に選定経過についてでございますが、検討幹事会で作成いたしました募集要領や業務仕様書(案)等について、7月12日の第2回会議から8月2日の第6回会議にかけて審議を行い、適宜修正を行った後、8月に募集要項の配布や申請の受付を行いました。その後、9月13日の第7回会議から10月4日の第11回会議にかけて、応募団体を対象としたプレゼンテーション審査を実施し、候補者の選定を行いました。その後、10月9日に選定委員会の結果を市長へ報告させていただき、11月に入りましてから、市として最終的に指定管理者の候補者を、お配りしております報告書のとおり決定するに至ったものでございます。

以上、指定管理者の選定経過に係る補足説明とさせていただきます。

○野口博委員長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

水谷委員。

○水谷毅委員 議案第73号の指定管理者指定の件(鳥飼八町団地ほか3団地)の件に関してご質問をさせていただきます。

まず、市民サービス向上という点におきましては賛成の立場でご質問させていただきたいと思っております。

3点ございます。

1つは、住民の方に今後この指定管理者に管理が変わっていくということをどのように説明し、お伝えされる予定になっているのかお伺いしたいと思います。

2点目は、現在、市で担当しております、例えば入居の申し込みをはじめとするさまざまなサービス、これの役割分担を市と指定管理者でどのように行っていく予定になっているのかお聞かせいただきたいと思っております。

3点目は、火災等がありまして、緊急に入居を必要とする、これのために準備をしております、いわゆる政策空き家というのがございますけれども、これの申し込み等については今後どのように対応していくのか。

この3点について、よろしくお願いたします。

○野口博委員長 西川課長。

○西川防災管財課長 水谷委員のご質問にお答えさせていただきます。

まず1点目の、住民の今後の周知の方法についてお答えさせていただきます。

今回の議会を経て業者が決定しますと、それ以降、詳細な内容について業者と打ち合わせをしていくというふうになってございます。4月1日をもって指定管理

の業務が始まるということで、それまでの間、協定書を結んだりでありますとか、現在市がやっております業務の引き継ぎを行ったりという業務がございます。その中で、市民さんの窓口は従前、防災管財課で行っておいりましたので、その窓口が指定管理者に移行するというところで、混乱のないように住民さんのほうには説明をしてまいりたいというふうに考えてございます。

また、2点目の入居の申し込みにつきましては、指定管理の業務のほうの内容にはなってきますが、従前、防災管財課の窓口、それから市民サービスルーム等で市営住宅の申し込みの配布をさせていただいたりという業務をやってございました。それにつきましては、引き続き指定管理のほうのご協力を得ながら、市の窓口でも配布させていただきたいというふうに考えてございます。実際の入居の申し込み等は、指定管理のほうでお願いしたいというふうに考えております。

それから、3番目の火災時の緊急政策空き家の件でございます。

市では、現在、八町団地のほうに1軒、政策空き家という形で持っております。こちらの利用につきましては、最近こそございませんが、東日本大震災のときも一時的に政策空き家を利用していただいて、避難されている住民の方に提供をしたという経過がございます。

この空き家につきましては、引き続き市としては確保していきたいというふうに考えておまして、火災につきましては市にも連絡がございますので、住民の方と相談しながら政策空き家が必要なかどうかという打ち合わせをさせていただいて、実際管理しておりますのは指定管理になりますので、そちらのほうと協議しながら進めてまいりたいというふう

に考えております。

○野口博委員長 水谷委員。

○水谷毅委員 ありがとうございます。

やっぱりそこに住んでおられる方からしますと、今後どのようになっていくのかというのがやっぱり一番不安な材料になると思いますので、しっかり見える形で、いろいろと市のほうとしても説明を充実させていただきたいと思います。

やっぱり市営団地ということで、物すごく安心感を持ってそこに住まれておられると思いますので、今後もずっと摂津で住んでいきたいと、このような思いになっていくような今回の取り組みにさせていただきたいということ要望いたします。

○野口博委員長 中川委員。

○中川嘉彦委員 議案第73号について、3点お伺いいたします。

指定管理者制度導入に関する指針、平成25年3月の第2次改訂版で、4ページの指定期間の項目で原則5年となっておりますけれども、施設の特性、性質の特別な事情がある場合は10年以下でも可能となっております。なぜ、今回この鳥飼八町団地ほか3団地では5年になっているのかお教え願いたいと思います。

次に2点目、選定されました日本住宅管理株式会社の特質性、どのような点がすぐれていたのか。特に運營業務の提案、管理コストの節減、市内在住者の積極的採用、市内業者の育成、この辺を含めてお教え願えますか。

3点目、仕様書の中の立入検査の項目で、どういう場合、指定の取り消しを想定されているのかお教え願いたいと思います。

○野口博委員長 西川課長。

○西川防災管財課長 中川委員のご質問の3点についてお答えさせていただきます。

す。

まずは、指定予定期間、今回、市営住宅に関しましては平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間とさせていただきます。こちらにつきましては、住宅の指定管理ということの特殊性というんですか、実際にそこに住まわれている方の住民サービスが5年間継続してできるようにということ、次の5年間には、また新たな指定管理を募集しなければならないということがありますが、継続性にはやはり5年間が必要であるということをお考えして、5年間という期間を設定させていただきます。

続きまして、今回、日本住宅管理株式会社に選定した理由につきましてご説明させていただきます。

まず、日本住宅管理が提案してきました提出書類の内容から、市営住宅を管理する適性についてということで、住宅管理につきましては大阪府府営住宅を、東大阪地区なんです、5,800戸、すでに指定管理をされている。

それから、先ほども申しましたように、継続性という意味で、大手管財事業者の子会社であり、経営基盤もしっかりしているということ。

それから、管理運営体制につきましては、専門性のある職員、こちら管理事務所のほうになるんですが、常勤2名と非常勤職員3名を配置する。その配置につきましても、市内の雇用を優先的に進めるということをお聞かせいたします。

それから、管理事務所につきましては、従前、防災管財課が市役所で行っていましたが、住民の方の今後の利便性を考慮しまして、市役所周辺に配置するというふうな予定をお聞かせいたします。

それから、メリットのほうでも、以前

からご説明させていただいておりますように、苦情や緊急修繕の依頼に関しましては24時間、365日の受付の可能なインフラと体制がございます。

また、管理業務に関しましては、口座振替であるとか、戸別訪問をして収納対策に柔軟に対応していくというふうなことも提案をいたしました。

また、現在、収納率につきましては97.5%、市が、これは現年度分の収納率になるんですが、それを低下させないということをお目標にしております、目標数値としましては98.5%まで向上させたいというふうな提案をいたしました。

また、運營業務におきましては、高齢者が多いという特性がございますので、高齢者の見守りでありますとか地域コミュニティの支援事業など、三島団地のほうは、できてから、鳥飼野々団地、それから鯉生野団地の方々が1つの団地に集まってコミュニティを形成されているという住居でもあります。また、新規の入居者もでございます。そういう方々に、今、自治会をつくっていただくようお願いをしているんですが、なかなか団体として自治会が構成されないということもございまして、そういう中で、こういう地域のコミュニティを支援するような事業、こういうものに対しても積極的に取り組むというふうなことを聞いてございます。

その中で、コストの縮減の観点、それから管理運営の効率化、住民サービスの向上という観点から、この日本住宅管理という会社がすぐれていたという評価をさせていただきます。

続きまして、立入検査、それから、この指定管理の取り消しについてお話しさせていただきますと、5年間という指定

管理期間の中で、毎年モニタリング評価を実施していくというふうになってございます。実際に毎年の指定管理の業務状況を市のほうで監視するというのを毎年行っていく中で、特に取り消しになる条件としますと、実際に指定管理者が何らかの個人情報を出してしまったりとか、そういうものに関しては厳重な措置を考えたいと思っております。

また、指定管理を解除しますと、その間、住宅管理というのにも必要でございますので、そちらのほうは直営でしばらくやっていくしかないかなというふうに考えてございます。

○野口博委員長 中川委員。

○中川嘉彦委員 1点目の指定期間の件ですけれども、私の認識では、このスケールメリットがやっぱり5年より10年のほうが、指定管理者側からすると、長いほうがその事業を安定させ、修繕計画の見通しも立てられやすく、設備投資による減価償却も回収しやすいという認識なので、そうすると、もう少しその提案金額も下がって来たんじゃないかなというふうに思います。これは指定管理者、この団地だけじゃなく、全部のことに言えると思うので、私の考え方は、そういうふうに長ければ長いほうがいいんじゃないかなと思っております。

2点目の、その特質性のあったところの運營業務、管理コスト、市内在住者の件はわかりましたけれども、市内業者の育成というのは、具体的にその数値で、例えば植栽、従業者であれば、大体8割は使ってくださいよという具体的なその数値目標があるのか、どれぐらいをもって育成となっているのか、そういう縛りがあればお教えいただきたいと思っております。

3点目は、理解いたしました。

○野口博委員長 西川課長。

○西川防災管財課長 中川委員の2回目のご質問にお答えさせていただきます。

まず1点目、2つあったと思っておりますが、スケールメリットの件、5年から10年というスケールメリットを、10年のほうが、長いほうがあるのではないかと考えてございます。

確かに施設を管理する以上、投資に関して回収できるということで、10年という長い期間であるほうがメリットはあるとは思いますが、今回、市営住宅に関しましては、施設自身に投資をしていただくということはほとんどなくて、施設を維持管理していただくという観点から、それから修繕業務もございまして、それ以外に、やはり住民に対しての対応ということも非常にウエートを置いておりますので、そういう面からいいますと、5年で更新していくというほうが、むしろ厳重な管理ができるのではないかと考えております。

それから、2点目の市内業者の育成についてでございますが、特に数値的なものは、応募要項等で表現してございません。

ただし、ほかの、今回提案のありました指定管理のものとは異なりまして、市が現在直営でやっていることを団体に出しているような業務というのは今現在ございません。その中で、実際に市内業者を使っているものといいますと、特に給排水、それから剪定等を一部市内業者には発注したりしておりますが、それに関しましては、応募要項の中で極力市内業者を選定していただきたい、使っていただきたいというような、応募要項の中であっているという状況でございます。

○野口博委員長 山口次長。

○山口市長公室次長 指定期間の5年ということで、補足説明させていただきます。

す。

長ければ長いほどということであったんですけども、この5年といたしますのは、一応指針の中で原則5年ということをやうたっておるんですけども、そもそもこれは管理委託の制度から、平成15年9月の自治法の改正に伴いまして、平成18年から法律が施行されてきて、指定管理制度に移行すると。

以前の管理委託の制度でございましたら、管理委託できる団体といたしますのが、市のほうが出資2分の1以上をしている団体、もしくは役員等を送り込んでいる団体と、こういう規定がございました。

そこから、その管理主体の制限の撤廃をしまして、株式会社も含めていろんな団体が参入できるということにしましたので、その代替と言ったら何なんですけれども、その主体制限を撤廃し、民間でも可能にしたということから、その代替措置として、例えば更新でありますとか、議決でありますとか、事業報告書の提出でございますとか、指示権の強化が加えられたというのが、従来の管理委託制度から指定管理制度に移ったときに、そういう措置がとられたということからしまして、ある一定の期間で、指定業務がどうであったのかとか、この辺のことをしっかりと評価、検証して、また議会のご審議を賜って、議決をいただくと、こういうふうなところで、管理主体の制限を撤廃したことに伴う代替措置としての意味合いがございますので、一定5年程度で評価をし、また議会のほうでご審議を賜ると、こういうことが必要かということで5年とさせていただいております。

○野口博委員長 中川委員。

○中川嘉彦委員 ありがとうございます。新しい制度なんで、しっかり監督、

監査していただき、利用者のサービス向上につなげていただきたいと思います。

○野口博委員長 渡辺委員。

○渡辺慎吾委員 これ全体的に指定管理者制度、法もできて、そういう形で移行するというのは十分理解できますし、行政改革という面からも、非常にこういうことは、総論は望ましいというように思うんですけど、ただ、二、三ひっかかる点がございまして、市内業者育成というのがありましたけど、従前から行っている施設管理公社とか、それからシルバー人材センターの方々、そういう人材をどのように今後されていかれるのか。その辺が非常に気にかかりましたんで、1点だけお聞きしたいと思います。

○野口博委員長 谷内田課長。

○谷内田政策推進課長 地元の雇用について、全体的な観点から、私のほうからお答えさせていただきたいと思います。

各指定管理募集要項等に、地元の雇用について配慮いただくこと、こういったことを募集要項に定めておりまして、一定地元の雇用については、各施設、配慮いただいていると認識しております。

ただ、実際に各指定管理を受けられた団体が全て市内の方々を雇用いただけるのかどうかというところまでは、ちょっとはっきりとは言えませんけれども、募集要項で一応定めて、協定を結ばせていただいておりますので、一定の配慮はさせていただいているものというふうにご考慮しておりますので、よろしく申し上げます。

○野口博委員長 渡辺委員。

○渡辺慎吾委員 施設管理公社、そしてシルバー人材センターというのは、市の大きな一つの方針として、第一線を退かれた方々の人材発掘、また働ける方々を引き続きそういう形で雇用していこうと

いう形で、市の大きな一つの柱としてされており、こういう指定管理者制度で、そういう業者がどんどん入ってきた場合に、そのシルバーなり施設管理公社のこの存在というのが果たしてどうなるのかという不安が私にとっては非常にあります。今後そういう形、どういうふうに移行して変化していかれるのか。これ、副市長もしくは市長公室長でも結構ですけど、お考えをお聞きしたいと思います。

○野口博委員長 小野副市長。

○小野副市長 きのうの民生常任委員会の中でも、若干の議論がございました。

それで、今回の本会議にもございましたように、いわゆる公募の部分と非公募の中身がありまして、ここまで至りますまでには、本会議の中でも、もしも民間業者に負けた場合、この施設管理公社、シルバー人材センター等々を含めた、いわゆる市の外郭団体のプロパーの雇用はどうなるのかと。ですから、シルバーの会員さんの問題ではなくて、本体のそのプロパー職員なりが、やっぱり生活がある、家庭がある、子どももあると。これについては、私どもは配慮すべきということの中で、この非公募のその当該団体が、この5年間は運営できるという形のものを配慮したことも事実でございます。

ただ、外部委員から、なぜ同種の、この駐車場だったら駐車場をこれに含めないのかということもございました。これは、一つは、例えば摂津都市開発では都市開発の歴史的経過のフォルテの駐車場というのは一体のもので、千里丘商店会等の権利者により、再開発事業の中で権利者との合意の中でやっておりますもんですから、そういうことから考えた上でも効率的である、担保性がある。また、コミュニティプラザについては、今、市

民活動支援の問題もある。そういうことの中で、施設管理公社であるとか、そういうことの側面と、その安定性ということでございます。

ただ問題は、今後5年間の中で、第2次改訂の中で、外部団体の見直しに関する視点を7項目出しております。私どもが厳しく彼らに言いましたのは、その中の、今後、同様の団体の統合もやっぱり視野に入れざるを得ないかもしれない。これも議論いたしました。これも議会で相当議論があったところでございます。今回これで終わっておりますが、そのことも視野に入れて、いわゆる経営評価を行う仕組みづくりを基本的に進めてもらわないとだめだと。

2つ目には、経営強化につながる実施事業。それから、赤字の事業は、市が出しているからということで抱えるんじゃない、やはりそういうことも考えてもらおう。

それからもう一つは、本市以外の業務の受託の拡大を図ってもらわなきゃならない。例えばシルバーであれば、高齢化社会でどんどんと今、会員さんがふえとるはずでございます。ところが、市だけ頼っておったんでは、この経営基盤が弱体すると。

したがいまして、我々もシルバーに対しまして、他の団体に対しましても、個々に紹介もいたしたことがございます。例えば、大手企業がここにありますがどうですかと、声をかけますかということもやってまいりました。

そういうことをみずからが、プロパーがまず経営改革をするという意識がない限り、今後5年後に、この当該団体が守れるか、守れへんかというのは、市が守るということもありますが、当該団体もやっぱりスキルアップをしてバージョン

アップをすることをしない限り、これは厳しいということは、再三再四、当該団体に申し出てまいりました。

したがって、今後5年間で安心することなく、担当部の部長、課長、また政策推進課を入れまして、私も出ました中で意見交換をやって、どういうふうに改革をしていくか。そして、当該団体がどう残っていく努力をするか。我々もそれは支援したいというふうに思っております。その雇用の問題もありますから、そういうことも含めて、我々は厳しく言いながらやってまいるということを思っています。

それから、もう一つは、ここで議論することではないかもしれませんが、一つは、シルバーの方でも非常に頑張ってもらっております。しかし、クレームがほとんど市に返ってきているんです。だから、市の職員であるとかどうかやなくて、市民の方は、接遇とか対応が悪いということについては、そこのところに返ってくるんですね。それで、夜に走り回っている実態があります。

だから、そういうことを一つ一つ、シルバーならシルバーの、そのプロパーがそこでとめて、そこでもって一つ考え方を整理する。それから、その人にばかり行っているのであれば、若干人が少なくなってきましたから、公平に回すような考え方も持たないと、非常に不公平が出るのではないかと。そういうことも言ってまいりました。

今後、我々としてはそういう観点も見ながら、当該団体がきちっと市民の信託が得られるような当該団体になってくれるように、また厳しいことも言いながら、我々も支援も援助もしてまいりたいと、そういうことを続けてまいりたいというように考えております。

○野口博委員長 渡辺委員。

○渡辺慎吾委員 非常にそのお考えに対しては、私も一切反対する気持ちはございません。

ただ、例えば指定管理者に適している図書館の運営とか、そういうことに関しましては私も非常に理解できるんですけど、駐車場の運営とか、それからこの市営住宅ということに関して、この前も決算審査のときに言わせていただきましたけど、「市営」住宅ですから、やっぱり市が営むということが一番私は大切ではないかというふうに思います。

それで、先ほど副市長が申し上げました、今ちょっとシルバーのさまざまな問題、私もいろいろ聞いておるんですけど、しかしシルバー人材センター、ここでこういう議論をするというのは、非常に僕はちょっとふさわしくないと思うんですけど、そういう摂津市民の、他の議員からも話が出ったんですけど、やっぱり市内のさまざまなそういう関係者にそういう場を与えるというのは、やっぱり原理原則というようなことを私らも思いますし、そういう点から考えますと、そういう方々が活躍する、自浄作用と、自分らがやっぱり新たな時代に即した組織にしていかなあかんというのはよくわかるんですけど、そういう方々の仕事が若干減っていくというのは、非常に私としたら不安を感じるわけでありまして、非常に行政のバックアップが強力に必要なようになってくるのではないかと思います。

安穩とした今の状況というのは、決して私はよくないとは思いますが、時代に即した方向に変えてもらわなあかんというのはありますけど、一抹の私はそういう形の雇用ということに関しての不安を感じるわけでございます。そういう点、しっかりと強力な支援体制を組んでいた

だいて、じっくりとやっぱり議論していただくことを、また改革に向けてのさまざまな方策を提言していただくことを要望したいと思います。

一つの大きな流れの中で、この指定管理者制度というのに移行していくというのは、先ほども言いましたように理解はできるんですけど、そのはざまというのを、またどうしてもそれが全て100%正しいとは言えないわけであって、その辺のデメリットの面もしっかりと理解しながら、これから移行していただきたいというように思います。

○野口博委員長 以上で、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時45分 休憩)

(午前10時48分 再開)

○野口博委員長 再開します。

議案第86号の審査を行います。

本件につきましては、補足説明を省略し、質疑に入ります。

どうですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野口博委員長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時49分 休憩)

(午前10時50分 再開)

○野口博委員長 再開します。

議案第85号の審査を行います。

最初に、補足説明を求めます。

熊野消防長。

○熊野消防長 議案第85号、吹田市・摂津市消防通信指令事務協議会の設置に関する協議の件につきまして、提案内容の補足説明を申し上げます。

本議案につきましては、本市と吹田市が消防通信指令に関する事務を共同して管理し、及び執行することを目的に、地

方自治法第252条の2第1項の規定により協議会を設置し協議するため、同条第3項の規定により、議会にご提案いたすものであります。なお、議案参考資料(議案第85号)に検討の経過、協議会規約の案の内容等を記載しておりますので、あわせてご参照願います。

まず、今回、吹田市と協議会の設置について検討するに至った経緯をご説明いたします。

国においては、総務省消防庁から、平成17年に消防指令業務の共同運用について方針が示されました。消防通信指令施設の構築及び維持管理に係る費用は非常に高額になることから、費用の低廉化、広域的な応援体制の強化など、財政面、広域運用面での効率化を図る必要があります。また、消防救急無線のデジタル化も高額な整備費用を要することから、共同消防指令センター構築にあわせ、消防救急無線の共同整備及び運用を検討し、費用の低廉化を図ることが課題となっております。

そこで、大阪府が提示した大阪府消防広域化推進計画に基づき、平成20年に北部ブロック内で消防広域化について検討を開始いたしました。広域化に伴う一定のメリットは見いだせたものの、ブロック内で足並みがそろわないことなどの理由で実施が困難となり、新たな方策として、消防指令業務の共同運用について検討を開始いたしました。

消防通信指令施設の更新予定時期や地域性等を勘案した結果、吹田市と摂津市の組み合わせで検討を進めることとし、平成25年2月に両市で検討委員会を設置し、先進都市への視察・調査など情報収集等に努め、共同運用の効果等、詳細な検討を行ってまいりました。

消防指令業務の共同運用の最大の効果

といたしましては、119番通報の受信能力・処理能力の向上、大規模火災発生時等の相互応援体制の強化などをはじめとする市民サービスの向上であります。また、設備整備費や維持管理費等の低廉化を図れることなど、財政面の効果も期待できるところであります。

それでは、協議の内容につきまして、協議会規約（案）の各条文に沿ってご説明申し上げます。

第1条は、協議会の目的に関する規定で、消防通信指令施設において行う消防通信指令に関する事務を共同して管理し、及び執行することを目的といたします。

第2条は、協議会の名称、第3条は、協議会を設ける市について規定いたしております。

第4条では、摂津市・吹田市の119番等の受信、出動指令をはじめ、必要な設備の管理、整備等に関し協議会が管理し、及び執行する旨を定めております。

第5条では、協議会の事務の管理及び執行を行う場所を吹田市消防本部内と規定しております。

第6条から第8条は、協議会の組織を定めたものであります。

第9条及び第10条は、協議会の事務に従事する職員定数と当該定数の両市間の配分、事務処理をするための組織について規定したものであります。

第11条では、協議会の会議は協議会の事務に関する基本的な事項を決定する旨を定めております。

第12条及び第13条は、協議会の会議の招集及び運営を定めたものであります。

第14条は、事務を処理する際に、市、市長、消防長の名において事務を管理し、及び執行する場合は吹田市の条例等に基づいて処理することなどを規定しており

ます。

第15条は、協議会の経費の負担について定めたもので、吹田市が協議会経費の全額を一旦負担し、会計事務を行い、本市が負担すべき費用を負担金として吹田市に納付することと規定いたしております。

第16条は、協議会財産の取得、管理及び処分の方法について規定しております。

第17条は、協議会が解散した場合の措置を定めたものであります。

第18条では、協議会の事務執行等に係る規定を定めることができる旨を規定しております。

なお、本規約は両市の議会の承認をいただき、平成26年2月1日から施行するものであります。

以上、議案第85号の提案内容の補足説明とさせていただきます。

○野口博委員長 説明が終わりました。質疑に入ります。

中川委員。

○中川嘉彦委員 議案第85号の第15条の負担割合の件でお伺いいたします。

第15条に、単独整備費割、人口割、標準財政規模割、それぞれ3分の1ずつというふうに考慮して整備費用の算出がなっていますけれども、それをもう少し詳しくご説明いただきたいと思います。

○野口博委員長 橋本課長。

○橋本警備課長 中川委員ご質問の費用の負担割合についてご説明させていただきます。

この負担割合なんですけど、本年8月に吹田市・摂津市消防指令業務共同運用検討報告書、こちらのほうで、先進都市の事例を参考にしながら研究・検討を重ねてまいりました。署所端末や車両端末の各市の個別の整備費用、これに関しては

全額各市で負担することとしております。

共同消防指令センターに設置する指令台などについては、各市が単独で消防指令センターを整備した場合の整備費用を反映する単独整備費割、これと、指令業務量を反映する人口割、これと、地域の実情を反映する標準財政規模割、これで按分するというところで、報告書のほうで検討してまいりました。

この第15条では、吹田市・摂津市消防通信指令事務協議会規約第15条のほうで、支弁に関する規定、こちらのほうを定めることとしておりまして、協議会を設立後には、両市が協議して定めることとしております。

○野口博委員長 中川委員。

○中川嘉彦委員 ありがとうございます。

その整備費の事業費に対して、単純に私なんかは人口割や職員数、例えば人口割でいきますと、吹田市、約36万人、摂津市、約8.4万人で考えますと、吹田市は比率負担81%、摂津市、約19%、職員数でいきますと、吹田市21人、摂津市6人で考えますと、吹田市、約78%、摂津市22%となると思います。

単純には標準財政規模割とか単独整備費割、そういうのが加味されて計算されると思いますけれども、ぜひ多額の金額を拠出するわけですので、最大限のスケールメリットを享受していただきたいと思います。

そしてもう1点、これも要望ですがけれども、ないことだとは思いますがけれども、他市との連携により組織が複雑、大きくなり、初動体制がおくれたり、指令・命令系統がばらばらになったりすることのないようお願いしたいと思います。

全て要望です。

○野口博委員長 ほかに質疑ありますか。

渡辺委員。

○渡辺慎吾委員 先ほど、共同ですること非常にメリットがあるという説明をいただいたんですけど、シミュレーションとしてどのような、吹田市とさまざまな協議をしながら、こういう形をとっていかれるのはわかるんですけど、シミュレーションしはったと思うんです。いろんなことを想定しながら、具体的に、僕も薄々はわかるんですけど、どういうシミュレーションして、大きな災害が起きたときに、どのような体制で取り組むか、どのような状況で、どのようなシステムを有効に使うかということはシミュレーションされたと思うんですけど、その点について内容をお聞きしたいと思います。

○野口博委員長 具体的に何か項目であったり、流れも含めて、ご答弁願います。

橋本課長。

○橋本警備課長 ご質問のシミュレーション、どういう災害で想定しているかということなんですが、現在、本市で設置しております指令台におきましては、2型の指令台を設置しております。今後、共同で指令センターを運用してまいりますときには、人口40万人規模以上で設置ができるとされております3型の高機能な消防指令センター、こちらのほうを設置する予定でございます。

この辺で119番が集中した場合につきまして、今現在、本市であれば2名の指令員で対応しておりますが、予定ですが、吹田では6台の指令台、こちらのほうを設置する予定でございますので、最低6人の指令員が詰めることとなります。それで受信の能力も向上しまして、処理能力も向上するというのが一つメリットというか、効果としてのシミュレーションとしては挙げております。

それと、災害発生なんですけど、119

番を一元化して受信することによりまして、消防車両の出動状況、この情報が指令センターに一つに集まります。このことによって、救急事故の多発時や大規模な火災発生時におきまして、受信と同時に応援出動体制が可能になると。今現在も、吹田市とは相互応援協定を結んでおります。この協定といいますのは、お互いの無線を傍受して出動する、または他市の応援出動の要請があってから出動するという協定でございます。

今後は、今言いましたように指令センターが一つとなり、情報が一括に集まりますので、受信と同時に応援出動の体制ができるということが最大の効果、メリットだと思います。

○野口博委員長 渡辺委員。

○渡辺慎吾委員 きょう、傍聴者もいてはるんで、そういう点をしっかりと説明してもろたほうがええやろうという形で質問をさせていただいたわけですけど。

例えばデメリットが、もしかその協議の中で、こういう点はちょっとこれぐあい悪いなというような形がもしかあるんやったら教えてもらいたいことと。それから、先ほど中川委員も言うてはったんですけど、違う市の方々が一つになってやるということなんで、考え方とか、いろんな面で確執が生じることも、これ多々あるんですね、いろんなことで。そうやってきたときに、1足す1は2になるかということになったら、これ逆にマイナスになるようなこともあるし、やっぱりこういう共同でやることに関して、やっぱり1足す1が2になり、また、よければ3になるような状況が一番いいわけであって、その辺の危惧を私はちょっと感じるんですけど、しっかりとスクラムを組んで、これからいろいろ協議をしながらやられるというのはわかるんですけど、こ

れは全然違う一つの部署に関して、吹田市とさまざまなあつれきがあったりというのをよく聞きました。そういう点から、その辺の一抹の不安は感じるんですけど、その辺はどのように意思の疎通を充実させて今後いかれるのか、あわせてお聞きしたいと思います。

○野口博委員長 熊野消防長。

○熊野消防長 それでは、2回目のご質問にお答えいたします。

我々消防は、まず各市で雇用されて、各市の消防本部で常備でやっておりますが、もともと消防学校のほうで半年間、大阪府下の消防職員が集まって半年間教育されます。そこでいろんな市のところの職員がおって、特に近隣、北摂ならば北摂で、初任科の同期生、同じ釜の飯を食った人間同士というつながりもあります。

それで、また毎年夏には救助大会などがありまして、近畿、大阪、兵庫の救助隊員が、一つの大会で、一つの競技に対して、いろんな競技に対して0.1秒を争いながら、お互いの技能を磨きながら切磋琢磨し、合同練習などもしております。

その他には、救急担当者会議なり、予防担当者会議なり、いろんな会議、それで吹田市との職員同士の意見の懇親、そういうミーティングを行っており、今回のこの検討会でもかなり意見が出され、どちらも対等の立場でいろんなことを言いながら、ここまでやって一つのことを、他市へ視察に行つて、研修しながら一つのことをつくってまいりました。

ですから、言いたいことは言えるし、同じ釜のご飯を食った仲間という仲間意識もありますし、隣接しているところで、必ずうちも吹田市に出ることもありますし、吹田市もうちと火災でこうやって現

場で合わすこともありますし、そういうところでは、一つの火事なり、市民がそういう災害で困っているというところであれば、吹田市も摂津市も、出れば必ずそういう隣接する地域で、お互い顔の見える関係でつながっていますので、どうぞ市民の方にとっては安心して、消防同士はつながっているということを自慢してもいいと思うぐらい私たちはしっかり連携がとれていると思います。どうぞ安心していただいていると思いますので、よろしく願いいたします。

○野口博委員長 渡辺委員。

○渡辺慎吾委員 消防の中ではよくわかりました。非常にそういう形できちっと連携をとられているというのがわかりました。

ただ、今言うたように、メリットばかりじゃないというふうに私は思うんですよ。例えば地理的な問題があったり、さまざまな状況もあると思いますし。先ほど僕ちょっと質問したけども、もしか「デメリットはございません」というふうに言い切られたらそれまでなんですけど、もしかそういう点で、こういう形をとられる中で、ちょっとこれはぐあい悪いな、ちょっと問題になるん違うかなというようなものがあつたら、想定、そんなものしていないというんでは、それやったらそれでいいんですけど、そういうものがあるんやったら、お聞かせ願いたいと思います。

○野口博委員長 熊野消防長。

○熊野消防長 確かに場所は吹田市に移動します。向こうの建物自体は耐震で、免震の建物でございますので、建物的にはいいんですけども、摂津市の119番を吹田市の職員が受ける場合もありますし、摂津市の職員が吹田市の119番を受けて対応することもあります。その点、

向こうへ行く、派遣される職員については、吹田市と摂津市と両方を覚えていかなければならない。それが共同指令センターの使命で、吹田市の方もうちの覚えていただく、摂津市も吹田市の覚えてと。面積的にも非常に向こうのほうが大きいので、うちの職員にとっては、うちは14キロ平方メートルぐらいですんで、向こうは32キロ平方メートルぐらいなんで、その辺の負担の違いはうちの職員にはかかるかもしれませんし、吹田市にとっても、大きいところから、まだ追加で覚えなければ、それはひょっとしたらかかるかもしれませんが、そういうデメリットがあるかもしれませんが、今機器が発達していて、電話をかければ、発信地表示システム、固定電話なり携帯電話でも出ますので、そういう高機能な指令センターができれば、その辺は昔に比べたらカバーできるのかなというところもあります。職員にとっては、面積が広がる、より多くの市民の方からかかってくる。例えば、うちで今119番の通報が5,000件ほどかかってくるんですが、吹田市は2万3,000件ぐらいかかってくるので、約2万8,000件ぐらいの本数がその指令部にかかってくる。その中で対応していくのに、やはり、より効果的にかかってくるということは率がいいかもしれませんが、通信を受ける人間にとつたら、それは負担になるかもしれませんので、そういうところでは職員の個々の能力の自己啓発なり、質の向上なり、人材育成なりを必ずやっていきたいなと思っております。

○野口博委員長 渡辺委員。

○渡辺慎吾委員 よくわかりました。本当に、そういう形に移行した当初は、非常にいろんな面で大変な状況というのはあると思います。それは、それぞれの方々

がカバーしながら、フォローしながらやっていかなあかんというように思います。

今後、広域的にそれぞれが助け合うという形を、個々の市だけではなくて、広域的に助け合うということが必要になってくるというのはよく理解できています。だから、スクラムをしっかりとより強固なものにするように、それぞれ錬磨してやっていただきたいというように要望しておきます。

○野口博委員長 以上で、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前 11 時 10 分 休憩)

(午前 11 時 11 分 再開)

○野口博委員長 再開します。

続いて、議案第 9 2 号の審査を行います。

補足説明を求めます。

熊野消防長。

○熊野消防長 議案第 9 2 号、摂津市消防賞じゅつ金支給条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容の補足説明を申し上げます。なお、議案参考資料(条例関係)の 26 ページに新旧対照表を記載いたしておりますので、あわせてご参照願います。

初めに、消防賞じゅつ金についてご説明いたします。

消防職員、消防団員は、住民の生命、身体、財産を保護するという任務を有し、職務上、あえてその職務を遂行しなければならないという災害を受ける危険性の高い特殊な公務に従事するものであります。災害等に際し、危険な状態にあるにもかかわらず、我が身の危険を顧みず果敢に職務を遂行して、不幸にも死亡、または障害の状態となった消防職員及び消防団員に対し、その労に報いるとともに、本人や家族の精神的苦痛を見舞い、あわ

せてその後の生活安定を図るために支給するものであります。

今回の改正は、本市が加入する財団法人大阪府賞じゅつ金共済会が、公益法人制度改革に伴い、財団法人大阪府消防賞じゅつ金共済会を、一般財団法人大阪市町村消防財団に名称を変更したため、その関係を明確にするために所要の整備を行うものであります。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものであります。

以上、議案第 9 2 号、摂津市消防賞じゅつ金支給条例の一部を改正する条例制定の提案内容の補足説明とさせていただきます。

○野口博委員長 説明が終わり、質疑に入ります。

水谷委員。

○水谷毅委員 今回、運営団体の名称変更ということのご説明であったんですけども、この際、確認をしておきたい点がございまして。

ある意味、事故があった場合の補償というか、保険というイメージであると思うんですけども、これに対して、毎年摂津市としてどのぐらいの保険料を払っているのかということが一つと、それから、消防隊員の方、また一般の消防団員の方もいらっしゃるんですけども、例えば一般市民の方が消火器を持って走っていかれて、事故をされた部分についても対象になるのか。その 2 点、確認をさせていただきたいと思います。

○野口博委員長 明原課長。

○明原消防本部総務課長 それでは、2 点のご質問にご答弁をさせていただきます。

まず、掛金でございまして、旧の大阪府消防賞じゅつ金共済会、この負担金ということで支出をいたしております。平

成25年度の負担金をご紹介させていただきますと、消防職員分、これは常備消防費で支払いをしておりますが、年間20万7,200円です。消防団員分としましては、非常備消防費で98万8,500円支出しております。合計で、平成25年度の消防費全体では119万5,700円の負担金の支出をしております。

続きまして、この賞じゅつ金の支給条例で一般の方も填補されるのかというご質問だったと思いますが、この消防賞じゅつ金条例の支給の範囲ということでは、消防職員及び非常備消防団員となっております。

今、ご質問の中にありましたように、一般の市民の方が消防の仕事にお手伝いいただけてけがされるということも往々にして想定はしてございます。その場合は、消防団員等公務災害補償条例、こちらのほうで補償をしていくという内容になってございますので、この賞じゅつ金の場合は該当いたしません。

○野口博委員長 水谷委員。

○水谷毅委員 ありがとうございます。

ちょっと所管も外れていくと思いますので、ここでは控えますけども、せっかく市民の方が消防にご協力いただくという面に関しても、広くまたカバーしていただきたいことを要望いたします。ありがとうございました。

○野口博委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野口博委員長 以上で、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時15分 休憩)

(午前11時18分 再開)

○野口博委員長 再開します。

ただいまから討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野口博委員長 討論なしと認め、採決に入ります。

議案第60号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野口博委員長 全員賛成。

よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案第73号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野口博委員長 全員賛成。

よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案第85号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野口博委員長 全員賛成。

よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案第86号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

○野口博委員長 全員賛成。

よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案第92号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野口博委員長 全員賛成。

よって本件は可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会を閉会します。

(午前11時20分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により
署名する。

総務常任委員長 野口 博

総務常任委員 水谷 毅